

2012年6月13日

横浜刑務所長

伊藤 譲 二 殿

横浜弁護士会

会長 木村 保夫

勸告書

当会は、申立人Aの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勸告します。

勸告の趣旨

横浜刑務所において、申立人に対し、単独室に2名を収容する処遇が行われていたが、これは、処遇環境が劣悪になり、プライバシーが保たれないことはもちろん、いじめ等の温床にもなりかねず、被収容者の尊厳及び人格的利益を損なう処遇である。

よって当会は、横浜刑務所に対し、単独室に2名を収容する処遇を行わないよう勸告する。

勸告の理由

別紙調査報告書のとおり

2012年5月16日

横浜弁護士会

会長 木村保夫 殿

人権擁護委員会

委員長 佐藤昌樹

調査報告書

申立人Aの横浜刑務所に対する人権救済申立事件（2008年第65号、同第68号、2009年第10号事件）について、以下のとおり報告します。

第1 処理意見

横浜刑務所において実施されている、単独室に2名を収容する措置には人権侵害が認められるから、横浜刑務所及び国に対し、別紙主文のとおり勧告するのが相当である。

第2 申立の概要

- 1 申立人は、2008年12月24日、書道用紙を用いて護符を不正作製した（目的外使用）として取調べの対象となり、2009年1月14日まで昼夜独居室で拘束調査となったが、同年1月14日、調査の結果、報奨金200円削減の処分を受け、昼夜独居処遇者となった。

単独室は、文字通り、1名で収容されるのが当然であるところ、申立人は、2009年1月14日から2名での収容とされた。

申立人によれば、他に空き部屋が相当数あり、単独での収容が可能であるにもかかわらず、2名で収容される人が数人いるとのことである。

なお、申立人によれば、府中刑務所では、単独室に2名で収容をする場合、例外的な措置である以上、本人の同意を求めているが、横浜刑務所においては何ら意向を尋ねられることなく、強制的に2名での収容となっている。

申立人は、①2009年1月14日から単独室へ2名で収容されたこと、②単独室は、1名での収容を予定しているので、広さも畳4畳程度と狭く、夜、布団を敷くと2名の布団が一部重なってしまうばかりか、長身用の申立人の布団は便器にぴったりとくっついてしまい、同居人が用を足す際に、布団に尿を掛けられたりしていること、便器の前に高さ68センチ幅50センチ程度の衝立はあるものの用を足す際、丸見えなばかりか、排泄臭も一切遮蔽されない状態であること、③2009年1月14日

から同居となった、B氏（以下「B氏」という）は、衣類を着替えない、歯を磨かない、入浴しても頭、体を洗わない、布団、枕カバー、シーツを洗濯しない等のため、異臭を放つなどの点で共同生活に著しく欠け、今まで共同室で生活したことのないような人物であり、かかる者との単独室2名収容は、横浜刑務所側の制裁、嫌がらせに他ならないこと、④申立人が、人としての最低限の生活が可能となるように、B氏の生活ぶりを改善してもらうよう、横浜刑務所に正当な苦情を申し入れても、横浜刑務所は、B氏に対し一応指導はするものの、B氏が改善する姿勢を見せなかったところ、それ以上何らの対策も講じてくれなかったこと、などが人権侵害にあたるとして、本申立を行なった。

- 2 なお、申立後、申立人は、2009年3月13日午前9時55分頃、横浜刑務所内第3入浴場更衣室において、B氏から暴行を受ける被害に遭っている。

そのため、その後はそのまま2名同室を継続するわけにはいなくなり、1名で処遇を受けることとなったものの、同年4月22日からは、改めて、C氏（以下「C氏」という。）と2名での収容となり、その後、同月30日、C氏から、単独室で暴行を受けたとのことである。

- 3 以上のように、申立人の申立は、単独室における2名での処遇の人権侵害性が問題となっている。

第3 当委員会が認定した事実

1 横浜刑務所の回答

当委員会は、2009年7月8日、同年8月7日の2度にわたり、横浜刑務所に対し、横浜刑務所における単独室の部屋数、単独室のうち2名収容している部屋数、単独室に2名収容している理由、2名収容者の選定の基準、2名収容部屋における交談禁止の措置の有無、時間、その他禁止事項の有無、単独室の広さ、間取り、トイレの衝立の有無、衝立の形状、サイズ、材質、透過性の有無、B氏、C氏からの暴行の有無、程度等について照会を行なった。

しかし、横浜刑務所は、後述のとおり、B氏、C氏からの暴行の有無、程度等については回答したものの、他の質問事項については、施設の保安警備上支障が生じるおそれがある、との極めて抽象的な理由により回答を拒否し（平成21年7月21日付け横浜刑務所からの回答書）、2009年8月7日、当委員会が再度照会を行なうも、再度回答を拒否した（平成21年9月3日付け横浜刑務所からの回答書）。

2 認定事実

申立人の主張、横浜刑務所からの回答及び犯罪白書などによれば、以下の事実が認定できる。

(1) 2名収容と暴行・傷害の事実

① 横浜刑務所の書面による回答内容は以下のとおりである。

(ア) 2009年3月13日午前9時55分頃、申立人は、第3入浴場更衣室において、B氏から、左手で申立人の上衣の右肩部を引っ張られ、左手拳で右頬部を1回殴打する暴行を加えられた。その後、医師による診察において、異常所見なしとの診断がなされたものの、鎮痛剤が処方された。

また、B氏が申立人に暴行を加えた理由は「申立人と一緒の部屋で生活することが嫌だった。」とのことであった。

(イ) 2009年4月30日午前9時頃、申立人の居室において、C氏が申立人の頭部を両手でつかみ、前額部を居室扉に10回ぶつけ、さらに、申立人の首に腕を回して首を絞めるなどの暴行を加えた。

その後、申立人に対し、医師による診察が実施され、申立人は、頸部、右側頭部、右眉毛部、右腰部及び左側胸部打撲（全治4日）と診断され、鎮痛剤が処方された。

② 2004年犯罪白書によれば、「やむをえない場合には、独居房に2名を収容する「2名独居」が実施されることもある」ということであり、「2名独居」の事実は国も認めているところであるが、以上の横浜刑務所からの回答によっても、期間は明らかではないものの、本件申立人について、1か月半余りの間に少なくとも2度も単独室への2名収容がなされ、2度とも同室者から申立人に暴力が振るわれ、一度はそれによって傷害の結果まで生じている事実が認められる。

(2) 劣悪な環境について

横浜刑務所の回答拒否のため、横浜刑務所の単独室の広さや間取り等についての詳細は不明であるが、文献からは、以下の事実が認められる。

すなわち日本弁護士連合会刑事拘禁制度改革実現本部編著「刑務所のいま」によれば、単独室の広さは、4畳ほどの長方形の部屋（7.5㎡）で、廊下側に畳が3畳ほど敷かれていて、その奥に畳1畳ほどの板の間があり、そこに洋式トイレがついていて、トイレは居住スペースと区切られていない。畳部分とトイレの境界部分に下半身が隠れる衝立はあるものの、居室内に便器が設置されている状態である。

また、2004年犯罪白書には、「2名独居」の実態として単独室に2名分の布団を敷くと布団が重なりあってしまう様子が写真で示されている。

これらの文献によれば、申立人が詳細に記した横浜刑務所の単独室内の説明図面は極めて正確であり、広さや間取りだけでなく、布団が重なりあってしまうことや、トイレ使用の際、同居人から丸見えになってしまうこと、排泄臭なども遮断されないこと等の申立人の申立事実②は、事実として認定できる。

第3 当委員会の判断

1 在監者の処遇に関する原則

刑事施設の被収容者に対する処遇は、被収容者の人権を尊重しつつ、実施されなければならない（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第1条）。

また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）」には、「自由を奪われたすべての者は、人道的かつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」（第10条1項）と定められ、「あらゆる形の拘禁・受刑のための収容状態にある人を保護するための諸原則（国連被拘禁者人権原則）も同様に、「…収容状態にあるものすべての者は、人道的かつ、人間固有の尊厳を尊重して、処遇されなければならない」（原則1）としている。

2 刑務所における収容定員に対する収容人員（収容率）について

2004年犯罪白書によれば、既決の収容率が、2000年には100%を突破し、2002年には116.5%に達した。

そのため、多くの施設で、2段ベッドを設置して室内のスペースを確保した上、共同室に定員（一般的には6名）を1名ないし2名超えて収容する等の措置がとられ、また、やむを得ない場合には、独居房に2名を収容する「2名独居」が実施されることもあるとのことである。

なお、2006年5月、神戸刑務所において、「2名独居」の受刑者が同部屋の受刑者を暴行し死亡させるといった事件も発生している。

2004年5月31日現在における2段ベッドの設置状況を見ると、医療刑務所を除く63施設（刑務所55、少年刑務所8）のうち48施設で雑居房に2段ベッドを設置しており、また、23施設で独居房に2段ベッドを設置しているとのことである。模様替えによって、既決収容定員を増加させた施設は、2001年度が45施設、2002年度が該当なし、2003年度が23施設とのことである（以上、2004年犯罪白書）。

2009年6月28日付け朝日新聞朝刊の報道によれば、2007年から2008年にかけて

て、法務省は、民間企業が運営にかかわる刑務所を全国に4か所（定員計6千人）新設し、既存刑務所も増築し、過剰収容が解消された刑務所もあるとのことであるが、横浜刑務所の収容率は、2009年5月末時点で113%とのことである。

3 単独室における2名収容について

申立人の申立事項は、単独室における2名収容処遇下におけるものであるから、当該処遇の人権侵害が問題となるところ、単独室への2名収容には以下のような問題点がある。

(1) 処遇環境が劣悪となること

単独室は、1名の収容を前提としているので、当然のことながら1名分のスペース（畳4畳程度）しか確保されていない。1名分のスペースに2名を収容すれば、布団が重なったり、布団が洗面・トイレのスペースに達したり、布団に尿がかかったりなどして、単に不快であるばかりか、衛生面でも問題がある。

また、かかる環境では、受刑者同士の距離が極めて近く、終始二人だけの生活であるから、受刑者同士が常に緊張感、圧迫感を感じ、多大な精神的ストレスを抱える可能性がある。

さらに、仮に2名での狭い空間において交談禁止の措置がとられれば、受刑者同士が分かり合える機会がなく、緊張感、圧迫感はより強固なものとなる。

また、本件の申立人もそうであるが、現在昼夜単独室処遇とされる受刑者のほとんどは、制限区分第4種に分類されたものである。この第4種とは、「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」（平成18年5月23日、法務省矯成訓第3321号）第3条によれば、「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることができる見込みが低い者」とされており、すなわち、そもそも刑務所側が、他の受刑者との共同生活が困難であると判断した者であることが多い。かかる受刑者同士を単独室に2名で収容することは、さらにトラブルが生じやすいともいえるのである。

これら、受刑者の緊張感、圧迫感、精神的ストレス等は、トラブルの原因になるだけでなく、被収容者の尊厳及び人格的利益を損ない、受刑者の改善更生、社会復帰のための処遇の実施にも影響を及ぼすおそれがある。

(2) 陰湿ないじめ等の温床になりかねないこと

単独室に2名で収容されることは、集団処遇とは異なり、第三者の目が行きとどかないこととなるから、受刑者の片方が、他の受刑者に対し、不正行為やいじめ等を行ったとしても、第三者がそれを確認することができない。そうとすれば、受刑者相互で、強者が弱者に対し、陰湿ないじめ等を行うことが可能となつてし

まう。

(3) プライバシーが保たれないこと

申立人によれば、便器の前に衝立があるというが、高さ 68 センチ、幅 50 センチほどであり、用を足す際、同居人から姿が丸見えになってしまうということである。

また、単独室はそもそもが、1名での使用を前提としているので、排泄臭や、排泄の際の音が遮断されることがないなど、人間として最低限確保しなければならないプライバシーが全く保たれず、人間としての尊厳が犯されるばかりか、受刑者相互に多大なストレスがたまることになる。

(4) 緊急避難的措置としても許されるものでないこと

仮に、単独室への2名収容が、横浜刑務所における過剰収容に基づく緊急避難として一時的に実施されている措置だとしても、前述した(1)の在監者の処遇に関する原則や単独室での2名での収容が受刑者にもたらすストレスの大きさや弊害等に鑑みれば、許されるものではない。

(5) 實際上暴行事件が発生していること

上記第3項の認定事実で述べたとおり、申立人は、同居者であったB氏から、「申立人と一緒に部屋で生活することが嫌だった。」として暴行を受けた。

また、新たに同居者となったC氏からも、居室において、その理由は明らかではないものの、暴行を受け、全治4日間もの傷害結果が発生する事態となっている。

4 なお、国自身も以下のとおり劣悪な処遇環境が受刑者らに及ぼす悪影響を認めている。すなわち、2004年犯罪白書によれば、「過密な環境によるストレスが受刑者間のトラブルや職員に対する暴行等の引き金となる危険性も考えられる」とし、最近20年間における、既決の収容率と受刑者の受罰人員およびそのうち殺傷・暴行事案（受刑者に対するもの及び職員に対するものの双方を含む）の推移を示した図ならびに、既決の収容率と殺傷・暴行事案の発生率（受刑者1000人あたりの受罰人員）の推移を示した図を明らかにした上で「これらを見ると、収容率が上下するにつれて、受罰人員が増減していることがわかる。特に殺傷・暴行事案の発生率と収容率は、非常によく似たカーブを描いており、過密な環境が、受刑者自身にストレスをもたらすとともに、管理上の支障を生じさせる危険性を示している」と述べている（同270～271頁）。

5 結論

以上のように、単独室に2名を収容した横浜刑務所の処遇は、被収容者の尊厳及び人格的利益を損なう処遇であるから、そうした処遇を行わないよう、また、国は、横浜刑務所を含む刑務所等拘禁施設における、いわゆる「2名個室収容」をはじめとする過剰収容状態を早急に解決する実効的な措置を講じ、今後そのような状態を生ぜしめないよう、別紙のとおり勧告するのが相当である。

以 上